

## 重量超過車両に対する取組み強化の状況（中間報告）

中日本高速道路株式会社では、道路構造物の劣化に多大な影響を与えるとともに、重大な交通事故に繋がるおそれのある重量超過車両に対して、本年4月から新たな取締りを強化することとし、特に悪質な違反者については警察機関に対して告発を行うなど違反車両の撲滅に取り組んでおります。今般、これまでの取組み状況を下記のとおり取りまとめましたので中間報告いたします。

### 1. 刑事告発の実施

今年1月に国土交通省から打ち出された、「車両総重量が基準の2倍以上となる重量超過の悪質違反者に対しては、その違反事実をもって告発を行う」実施方針に基づき、これまで5件の告発を実施しました。なお、10月19日には、東海地区では初となる東海北陸道 岐阜各務原 IC の事案について告発を実施しました。

告発日	違反日	都県	取締場所	違反概要	積荷
7月29日 ⇒9月8日送致	5月29日	神奈川	東名高速 横浜町田IC	総重量50.75t (25.75t超)	産業廃棄物
9月30日	5月21日	山梨	中央道 勝沼IC	総重量58.3t (33.3t超)	原木
9月30日	5月22日	山梨	中央道 勝沼IC	総重量51.0t (26.0t超)	スクラップ
9月30日	6月18日	山梨	中央道 勝沼IC	総重量50.70t (25.7t超)	原木
10月19日	5月18日	岐阜	東海北陸道 岐阜各務原IC	総重量51.1t (26.1t超)	スクラップ



6月18日 違反車両

### 2. 新たな取締りの実施 ～積荷の軽減・通行の中止～

インターチェンジ入口に専門の取締隊を配置し、車両を計量スペースに引き込み車重計により計測、違反車両に対しては高速道路からの退去を命じる「Uターン」などを措置しています。

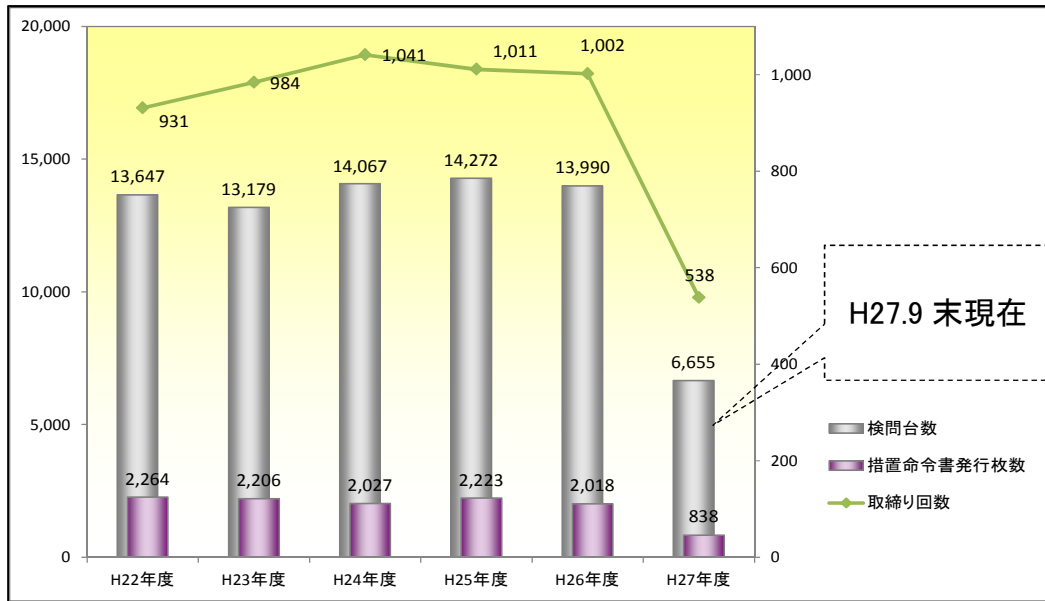
本年4月から新たな取締りとして、一定重量以上の重大な違反に対して、重量を減少させる「積荷の軽減」や、通行の許可を取得するまでその場で停止を命ずる「通行の中止」を導入し、これまで12件の厳しい措置命令を実施しました。



7月10日 東名阪自動車道 亀山 IC 取締り時「積荷の軽減措置」実施状況

【参考資料】

◇取締状況



◇違反者指導の強化

違反を繰り返す者については、当社の講習会を受講させ個別指導し、さらに違反の場合、大口・多頻度割引の停止等を実施します。4月から新たに常習違反者に対して、会社名等を高速道路機構のホームページで公表、許可の取消しなどを行うこととしております。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度 (9月末時点)
講習会参加対象会社数 (延べ)	58社	63社	61社	33社
割引停止実施会社数	1社	2社	—	1社

◇関係法令

○重量超過車両の取締り根拠【抜粋】

道路法第47条

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。)の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

車両制限令第3条(車両の幅等の最高限度)

**第三条** [法第四十七条第一項](#) の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

二 重量 次に掲げる値

イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては二十トン

道路法第104条

第百四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者
- 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者
- 三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 四 第七十一条第一項又は第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定